

平成19年(行ウ)第474号 分限免職処分取消請求事件

原告 疋田哲也

被告 東京都

原告準備書面(6)

2009年(平成21年)2月16日

東京地方裁判所民事第11部 御中

原告 疋田哲也 印

上記訴訟代理人弁護士 津田玄児 印

同 福島晃 印

第1 被告準備書面(3)「第2 平成14年4月1日以前の問題行動の存在について」に対する主張反論

1 乙41の告発文について

被告は、「原告には平成14年4月1日以前にも問題行動があった」として、その根拠として、乙41の告発文の内容を挙げている。

そもそも乙41自体、発信者の知れない怪文書としか言いようのないものであり、かような怪文書に基づく下品な主張をいやしくも公的機関しかも教育を掌る機関である東京都教育委員会が行なうこと自体いかなものか、まともに

反論する必要性あるものか疑わしいところではあるが、言われたまま放置しておくのも何なので、一応事実関係等、反論しておく。下品な主張に対する反論であり、売られた喧嘩を買ったものなので、裁判所に提出する主張書面としては多少品を欠く表現があるかもしれないし、また長くなっているが、そこはご容赦いただきたい。

なお、当時はこの「告発文」を私文書なので開示できないと言われ（不思議なことにその後「公文書だから開示できない」とされた。）、校長からの情報提供ならばよいとして、原告は、校長室で井戸川教頭立会いのもと、閲覧させてもらっているが、写しをとるなどはできなかった。今回、堂々と被告が証拠として提示してきたことには誠に違和感があるものの、じっくり読ませてもらって、かなりいいかげんでひどい内容であることを、原告は改めて実感した。このような私文書をもとにかき回されながらも、二ヶ月で問題解決し終息させたのは、まさに当時教職員と保護者との間に信頼関係があり、教職員・保護者一致団結してことに対処したからである（甲148「私たちの西中学校を守るために」参照）。

以下、このたび提示された乙41「告発文」の奇妙な点について説明する。

(1) 前文について

引用『私達「西中学校の教育を考える会」は、西中学校の正常化を訴え、正田哲也教諭(理科)の教員として目に余る異常な行動と、これを何の指導もできず放置する 校長の管理能力の欠如、並びに校長に対して監督権を行使しない東久留米市教育委員会の姿勢を正すため、東京都教育委員会が適切な措置を行うことを目的として、以下の内容を告発する。』

- a). 「西中学校の教育を考える会」は実体のない、どこの誰かも分からない者が名乗る得体の知れないものである。

この得体の知らない団体による怪文書のために、西中の教育現場は2か月近くにわたり振り回されたが、教職員と保護者の協力により無事に正常化するこ

とができたものである。

ここからは推測になるが、おそらくは性教育問題を原因として原告は西中学校在職当時（特報首都圏92エイズ教育、中学生日記などで原告の活動が取り上げられている）から性教育バッシング勢力から狙われていた。そこから、この怪文書の作成には、性教育バッシング勢力、都議会議員・マスコミ・その意を受けた都教委の一部の人間が関与していると思われる。なお、性教育バッシング勢力の教育介入は七生養護事件で顕在化しており、更に原告の体罰事件を問題にしたS新聞社のK記者（七生養護事件の被告の一人）の署名記事中で、公開されていないはずの西中の告発文の件が触れられていることから、この推測はあながち見当外れとはいえない。

b).西中学校の関係者であれば、「西中学校の正常化」されたことを賛美するのならわかるが、訴えるのはおかしい。

保護者2名()及び生徒5名()の陳述書、ビデオ(テレビ番組や教育ビデオ教材を含む)、写真(甲150、151)からわかるように、教職員と保護者と地域で協力しあい、1985年の時点で荒れていたといわれた学校が約10年かけて正常化されていったのである。甲150、甲151の入学式の写真からは、生徒を主体とする独創的な入学式・対面式が平穩に行なわれ(在校生が野菜のキャラクターになって新入生を迎えるというシーンがある)、それが西中の新たな伝統にまでなっていたことがお分かりいただけるであろう。甲152の生徒会総会の写真からは、生徒主体の民主的な生徒会運営が行なわれていることもお分かりいただけるかと思う。このような単に正常・平穩というレベルにとどまることなく、更に独創的・民主的な学校運営は、1980年代の荒れる学校を乗り越え、教職員と保護者が一致団結して取り組んできた上で獲得したものであり、その状況に対して「西中の正常化を訴える」などといわれるのは、正常化の努力を尽くしてきた当の教職員、保護者に対する侮辱以外の何物でもない。

怪文書の執筆者の理念は「民主的な学校」を良しとしないのであろう。

- c). 学校の教職員や保護者は一般的に「疋田哲也教諭」という言い方はしない。「疋田哲也先生」あるいは、悪意や侮蔑する意識があれば、「疋田哲也」と呼び捨てにするはずである。「教諭」という言い方は、いかにも行政的な言い回しである。このことから、告発文作成には、都教委関係者が関与している疑いが強い。また「教員」という表現とあわせて考えると新聞記者の可能性もある。
- d). 「教員として目に余る異常な行動」とは、犯罪または公序良俗を汚す行為を想像するが、告発内容(事実ではないが、仮に事実だとしても)が異常な行動という表現にはあたらない。むしろ、積極的に行動し成果をあげていることに対する嫉妬羨望を感じられる。あるいは、一般教員は目立つことをせずに、上意下達にしたがっていればいいという、いかにも無能な行政担当者が考える典型的な言い方である。このことから、この文の作成には都教委の人物が関与していることが疑われる。
- e). 「校長に対して監督権を行使しない東久留米市教育委員会の姿勢を正すため」とあるが、この執筆者は、この文を東久留米市教育委員会には送らずに、東京都教育委員会と多摩事務所に送っている。市教委を批判していることから、執筆者は都教委の可能性が強い。

(2) 第一項目の前半について

引用『一、理科室の私物を即刻撤去し、正常な授業が行える状況へ直ちに復元せよ。

第一、第二理科室及びその準備室には、疋田教諭の私物(エレキギター、ドラムなどの楽器類、外部で私的な活動に使用する道具類、その他文章では表現できないようなゴミ同然の私物)が、足の踏み場もない状態で放置されている。

』

- a). 小平五中時代と同様、「私物」なるものは、原告がより良い教育活動を実践

するために揃えている資料物品類である。それを撤去して生徒の活動をできなくさせてしまうことを要求する執筆者こそ異常である。

b). 異常な授業など存在しないどころか、当時の原告の授業は「楽しく、判りやすく、ためになり、しかも、都立高校の受験で高得点がとれ、さらに卒業後の進学先でとても役に立った」と、学校だけでなく、地域でも評判が高かった。このことは、当時の生徒・保護者の陳述書からも明らかである。ここは是非とも、実際に保護者の評価がいかなるものであったか、法廷で当の保護者にじっくりと述べさせていただきたい。

c). 復元の意味が曖昧である。教育活動に必要なものばかりであるので、撤去した時点で教育活動の続行が不可能になってしまう。当時理科室は軽音楽部の放課後や休日の活動場所であり、楽器類は職員会議を通して「保管場所を理科室」とされたのであった(この年の三学期に10年目にしてやっと軽音楽部の「保管及び活動場所」として「使わなくなった用具倉庫」に変更され、理科室を使わなくてすむようになった。)。また、その楽器類は普段はきちんと片付けてあり、授業に差し障りのあることはなく、また、部員以外が触ることもなかった。当時の西中学校の生徒たちは、それほど他の生徒に対して互いに思いやる態度ができていたのである。なお、理科室の状況は、証拠として提出している(テレビ番組・軽音楽部の活動風景のビデオ)にもでていたので、参照されたい。決して「足の踏み場もない状態で放置されている」という状況ではない。

d). 「私的な活動に使用する道具類」とは一体何を指しているのか不明である。

もし、音楽機材を想像させようとしているのであれば、私的な活動ではない。軽音楽部として地域で発表するための練習道具であり、使用道具でもある。原告も顧問として部員の援助演奏もしている(軽音楽部の活動ビデオ、TAMAらいふ東久留米の日のステージのビデオ、甲154の写真参照)。

(3) 第1項目の後半について

引用『そのために、正田教諭以外の理科の教員や講師は大変迷惑している。

また、理科室で授業をうける生徒は、非常に不愉快な日々を送っている。このような状況の改善を求めて、当初は直接整理整頓を求めていた教員も、その後のいやがらせを苦慮して、現在では全く注意できない状況にある。また、校長はこの事実を黙認し、何の指導も行っていない。』

a). 当時の理科教諭は正田・ ・ の三人で、毎週一時間全員で理科の教科会議をしていた。その際、「迷惑である」とか「整理整頓」ましてや「撤去」などという会話は一度もなかった。授業の邪魔になっていなかったからである。また、原告が置いていた教材ビデオは他の三人とも授業に活用していた。特に、視聴覚教育研究会の会長を父にもつ 教諭とは情報交換をしあい、教材ビデオの貸し借りや、行事のビデオの編集をし、新たに教材ビデオを作成した。当時、職員会議で、校長が追求されて、追及した職員に関係のある部分の内容だけを、小出しに紹介したとき、理科関係教諭全員が「協働意識が崩れる」と言っていて、怒りをあらわに発言していた。

当時、西中では、理科教員どうしが互いに研修しあい高度な教育をしていたのである。

b). 「生徒は不愉快な日々を送っている」というのも事実無根である。原告の理科の実践的な授業についての生徒の評判は良好であった。

c). 「その後のいやがらせを苦慮して・・・」とあるが、そもそも整理整頓を原告に求めた教員はひとりもないので、「いやがらせを苦慮して」の意味が不明である。具体性もない。同一教員が「求める(要求する)」ことをしたが「注意する」ことができなくなったというのは、意味が変わっていて矛盾している。執筆者の想像上の話であろう。

d). 「整理整頓」と「撤去」をごちゃまぜに書いてあるのは処分理由書と同じである。このことも、「告発文」の作成に都教委の何者かが関与していることを疑わせる事由である。

e). 「校長はこの事実を黙認し、何の指導も行っていない。」とあるが、 校

長はそもそも理科室の状況は正常だと考えていたのだと思う。

(4) 二の項目について

引用『生徒会室、会議室、職員更衣室などの目に余る私物を直ちに撤去し、正常な状態に復元せよ。

理科室同様、他の部屋にも疋田教諭の私物が散乱している。例を挙げればスキーの道具類から、自分の家を改装したした際、不必要となったソファを校内に持ち込んだり、更衣室に自分が寝泊りするために、畳や寝具まで運び込んでいる。このような私物を、時間的余裕を与えず、直ちに本人に引き取らせよ。私達が推定するに、私物の総量は二トントラック数台分に当たるものと考えている。』

- a). 原告が生徒会指導担当で研修主任・性教育推進委員であることから、執筆者は原告の物があると想像したのだろうが、生徒会室及び会議室には原告の関係するものはなかった。しかもこの部屋については具体的なことは何も書かれていない。書いてあるのは、ひたすら職員更衣室のことだけである。
- b). スキーの道具類はいろいろなサイズの板と靴のことであろう。学校行事であるスキー移動教室の際に靴と板の履き方の練習用、サイズ合わせ用にと、スキーレンタル会社から原告が購入し提供したものである。また費用の出せない生徒には無料で貸した。これを単に私物だから撤去しろと書く執筆者の非教育的な考えに激怒する。原告が使用するものではないのである。これは小平のピラの項目についても同様の主張をしたい。
- c). 不必要になったソファではなく、ソファとテーブルを原告が敢えて持ち込んだ。

西中学校には各階にピロティというマルチパーパス的な空間がある。その一角にソファとテーブルを置き、また本棚を設置し漫画本をそろえて、学年生徒が自由に閲覧したり談話したりできる癒し空間を作ったのである。もちろん管理職・同僚の支持を得た。当時、他クラスへの侵入は禁止されており、他

クラスの生徒とコミュニケーションをとれるのはトイレと廊下くらいしかなかった。またこのピロティーで男子どうしの喧嘩が起きていた。本棚には西岸良平の「鎌倉ものがたり」「三丁目の夕日」（近年これを原作に映画化されて国民的評価を受けていることは記憶に新しい）、本庄敬の「SEED」、横山光輝の「三国志」「水滸伝」、さくらももこの「コジコジ」、手塚治虫シリーズ等を並べた。生徒だけでなく、教師がソファーに座る光景も見られるようになった。

d). 西中学校では、卒業式前日警備のために、当該以外の学年所属の男性教員が学校に泊まる習慣があった。数人の教員が交代で学校内外を見回るのだが、保健室等で仮眠をするのだが、布団が足りないと聞いて、原告が一式寄付した。普段は警備員室の押入れに保管されていたが、卒業式前日に職員更衣室に持ち込んで仮眠する教員がいた。原告はいつも相談室の椅子2脚の上で仮眠をしていたので、寄付した布団は使っていない。布団についてはその当時の校長から感謝された。

e). 畳は、職員更衣室の床がコンクリートなので着替えるときに寒いだろうからと言って、用務主事さんが寄付してくれたものである。そもそも原告が持ち込んだものではない。当時は予算の少ない中で、原告のみではなく互いの知恵と善意で学校は運営されていたのである。それが近年は、学校運営のための物品の持ち込みが免職処分の理由とまでされてしまうなど、全く窮屈な限りである。これでは躍動的な教育活動など都教委の下では望むべくもない。裁判所には、本件が学校教育現場にもたらす萎縮効果をも十分に考慮していただきたい。

f). 執筆者の推定二トントラック数台分はオーバーだが、実際は二トントラック2台と普通乗用車1台分であった。しかも、すべて原告の教育活動に必要なものであり、原告の教育活動のチャンネルの多さである。

g). 「時間的余裕を与えず、直ちに本人に引き取らせよ」という職務命令を発したとき、今現在教育活動に使っているものを撤去し生徒を困らせることを原告ができない。

「また、原告の持ち物でないものを引き取ることはしない。」ことを予想して、原告に職務命令違反の服務事故を無理やり起こさせようとする意図がありありである。この点は小平第五中学校の澤川校長・岡崎教頭のやり方である。

校長がそうしなかったのは、彼が善人だったからであろう。

(4) 三の項目について

引用『性教育の研究会に所属している疋田教諭とその取り巻きに対し、毎年管外出張を認めていることを止めさせ、他の教員にも研修の機会を平等に与えよ。

校長は、疋田教諭または性教育に関わる教員に対してのみ、毎年管外出張を認めて旅費を支出している。しかし、事務室では、旅費は不足がちで、平成八年度は赤字決算になったとこぼしている。校長は他の教員に対しては、管外出張をするまでもなく、また旅費の不足している状況では、行きたい研修会があっても申し出られる雰囲気にはない。』

- a). まず、原告は研修会へは自費で参加するものと考えているし、必要な時はそうしてきた。「出張費が出ないから行きたい研修会に行けない。」というのは、いかにも、一般公務員的あるいは教育委員会的発想であると感じる。
- b). 「管外出張費」については、校長が校長会の旅行費用の一部にあてるもので教諭には回ってこないものだという考えが当時は横行していた。ところが、西中学校の歴代校長はまじめで、使わないので、毎年残ってしまっていた。しかも、誰も申請してこない。そこで、性教育を学校あげて取り組みはじめた頃から、事務室の方から「エリア内の研究発表会へのお出張申請をしてみて、もし他になければ、使ってほしい」と校内性教育推進委員会に言ってきたのである。原告は研究大会では発表者になることが多く、旅費は研究会から出ることが多かったのも、原告以外の性教育推進委員や性教育を真剣に勉強したいという教員が出張費申請をした。その人たちにお出張費が出たのは、他の研修会のために申請する教員がいなかっただけのことである。

- c). 「 疋田教諭とその取り巻き 」 というのは間違っていて、また甚だ失礼で下品な書き方である。西中学校には、原告が赴任する以前から養護教諭が小学校と組んで性教育に取り組んでいた。原告が赴任して数年して「性教育推進委員会」という特別校内分掌ができた。メンバーは、管理職、各学年代表、研修主任、保健体育主任、養護教諭の7人から構成されていた。原告は学年代表もしくは研修主任として参加していた。毎年、研究授業を行い、10年間の間に対外向けの研究授業を原告以外に2人の教諭が行い、また研究発表を原告とその2人以外に4人が行っている。また、ある年は全国性教育研究大会に11人の西中学校の教員が自費で参加した。必要性を感じたからである。
- d). 旅費が不足がちになったのは行政からの支給額が大幅に減少したからである。ただし、この旅費と管外出張費は別枠であった。ましてや赤字決算はありえないので、このことについても、職員会議で、事務職員は告発文の内容について「こんなことを言ったことはない。作り話だ。」と激怒していた。
- e). その当時は考えもしなかったが、この告発文の執筆者は、ここ数年間裁判沙汰になっている（七生養護事件など）、いわゆる性教育バッシングの発信元から依頼されてこの文書を作ったと考えてもおかしくない。この項目を一番書きたかったのかもしれない。カムフラージュのためか、真ん中に持ってきている。

(5) 四の項目について

引用『生徒に対する体罰と暴言、また教員に対する脅迫めいた暴言を直ちに止めさせよ。』

市内の中学校では、体罰による裁判事件までであるというのに、西中学校では体罰が頻発している。特に疋田教諭の体罰は容認できない。あるときは被害生徒が交番にまで駆け込んで訴えたことさえある。他の中学校では、ささいな事でも、市の教育委員会から処分を受けているのに、再三体罰を行っている疋田教諭には何の処分も行われていない。このような東久留米市教育委員会の弱腰が疋田教諭の行為を助長させている。

また、生徒に対してのみならず、私達教員に対しても、口を極めて罵ることが日常的にあり許しがたい。人権教育が叫ばれている今日、このような状況をこのまま見逃すことはできない。』

- a). 「生徒に対する体罰と暴言」と「教員に対する脅迫めいた暴言」という表現を並べて、原告がとんでもない暴力教師であるイメージを作り上げている。実際、原告は、その教育活動の原点は病弱訪問学級であり、単に教科を教えるというだけにとどまらず、命の問題にも向き合い、人権教育に根ざし、ひとりひとりの生徒と向き合っていた教師である。
- b). 「体罰」については、校地外命令研修後の原告はしっかり認識しており、自分が指導していた中で多くの「体罰」をしてきたことを認めている。しかも現在では「子どもの権利条約」について深く学習し、「教室から体罰と暴力をなくそう」という訴えをしている。それは、原告が研修前にかつて持っていた、「平手ならば」「お尻を叩く程度なら」「怪我をしなれば」「本人がその後良くなれば」「本人が納得していれば」「保護者が納得していれば」それは『やや強度のスキンシップ』であり『体罰』にあたらぬという幻想を、今現在の現場教師や管理職や保護者までもが相変わらず持っているからである。原告は、教師たちの持っている幻想を消し、学校(の教室)での暴力や体罰から子どもを守ろうと考えている。しかし当時原告は『やや強度のスキンシップ』肯定の幻想を抱いていた。周囲もそうであった。西中学校でこんなことがあった。職員室内で、ある教師(彼は生徒から慕われていた)が、にこにこしながら「おしおきだ」と言って、プラスチックの定規で二人の男子生徒の頭を何度も叩いていた。生徒たちは何かしくじったらしかった。生徒たちは痛そうな顔をしながら、許しを請うていた。やがて許されて二人とも廊下の方に出て行った。その光景を、目の前で井戸川教頭がニヤニヤしながら見ていたので、二人がいなくなっただけから、原告が「今のは、体罰といわれたら、体罰ですね。」と尋ねたら、井戸川教頭は急に顔がこわばって黙ってしまった。原告もそのとき正解を判っ

ていなかった。

この告発文の執筆者もそうであったろう。しかし、この執筆者は「どんなささいなことでも」体罰にはまちがいないことを知っていたようである。そこで、何気なく、読む人を脅迫している。「処分しようとするならば体罰を使えばいい。ささいな体罰は教員の誰しもがやっている。原告も身に覚えがあるはずだから体罰で責めてみると、この項目で訴えている。とても卑怯なやり方である。こんなのであるから、本当の意味で体罰はなくなるのである。

- c). 「市内の中学校では、体罰の裁判事件までであるというのに」という表現では、どこの市のことが書いていない。トリックのようだ。東久留米では中央中で体罰を訴えた生徒と保護者がいたことは確かだが、校則を徹底しようとした学校とそれに反発し校則を破った生徒との間の不幸ないきさつの結果であると聞いていた。校則を一度撤廃して生徒が作りなおした西中学校とは全く状況が違っていた。
- d). 「他の中学校では、ささいな事でも、市の教育委員会から処分を受けているのに」という表現では、体罰の事とは書いていない。これもトリックか。それに、市教委に県費職員に対する処分権限はない。処分されたのは市の職員なのか。
- e). 「東久留米市教育委員会の弱腰が」とあるが、それでは前述の強腰の二つの市教委は別の市のことなのか。となれば、執筆者は都教委であると疑われる。
- f). 「あるときは、被害生徒が交番に駆け込んで訴えたことがある」とについての真相について述べる。原告が2年生の学級担任だったとき、生活指導主任から「あなたのクラスの が、小平四中を締めるために体育祭の日に来るという噂がある。学校間抗争を避けたいので、来させないで欲しいという要請が小平四中から来たのでよろしくお願いします。」と言われた。当時 は「チーマー」（暴力行為を起こす集団）のリーダーになりたがっていて、生活指導主任も含めた他の教師たちも手を焼いていた。一方で、 は原告が顧問を務める軽音

楽部で活発に活動しており、原告が　　の学級担任であったことから、原告が　　の教育相談と生活指導を一手に引き受けているという状況であった。この件も原告が担当することになり、原告が　　に聞くと「その噂は嘘だし、絶対に行かない。」と約束した。ところが、後日、小平四中から「　　が来て、校門前でもめた」と西中の生活指導主任に連絡があり、生活指導主任から原告が　　から事情を聞くことを要請されたため、原告が　　に対して行った理由を問いただしたら「友達の××が四中のサッカー部全員からいじめられている。いじめている中心になっているのはサッカー部の顧問だ。だから、その顧問に『××をいじめるな』と言いにいつくもりだったが、校門の前で帰されてしまった。くやしい。」と言ったので、原告が「よし、じゃあ今日の放課後一緒に四中に行って、サッカー部の顧問に会って、そのことを聞いて、もしほんとうだったら、僕も一緒にいじめないようにお願いしてあげる。」と言って、教室に戻した。ところが　　は学校からいなくなってしまった。弁当も食べずにクラス全員で探していたら、　　教頭から滝山交番から今電話がきているとの連絡があった。警察官の話では「今　　が担任からひどい体罰を受けて逃げてきた。担任は　　を探してまたひどい体罰をするので助けてくれ。」とのことだった。原告は「本人が体罰を受けたというのなら、交番の近くの滝山病院で検査をしてもらってください。」と言った。その後、交番の警察官から「どこにも暴力をうけた形跡なしという結果でした。本人は狂言を認めましたが、学校には行きたくないというので、自宅に帰します。」という報告があった。放課後、他の教員と一緒に自宅に行って、母親の前で、交番に行った理由を聞くと、は「××の話は全部うそで、四中に行ったらそれがばれてしまう。『学校で困ったり都合の悪いときは、先生から体罰をうけているので助けてくれと言って交番に逃げ込めば、たいていのことは解決する。』と、塾の先生から聞いていたので試してみた。」と事実と異なるものであったことを白状した（甲161）。

以上が、西中における「体罰」事件なるものの真相である。

g). 「私達教員に対しても、口を極めて罵ることが日常的にあり許しがたい。」とあるが、[私達教員がこう言ったらこう罵られた]といったような具体的なことは一切かかれていない。全くの嘘である。またそのようなことを言いつけて、こらしめてくださいという発想がある。もし、この執筆者が教師であれば教師としての適格性はないといえよう。これはまさにいじめの構造であり、こういうパターンで何人もの生徒がいじめにあっていることか。こんな文を書くような人間に人権教育を語る資格はない。

(6) 五の項目について

引用 『東京都と東久留米の教育委員会は、 校長を強力に指導せよ。

市の教員会の指導主事たちが、学校に来たときも、校長は絶対に理科室を見せないし、指導主事も意識的に避けているのか、絶対に理科室を見ることがない。この告発文を校長に見せる前に、直ちに理科室とその他の部屋を調べ実態を把握せよ。

また、昨年東京都の管理主事という人達が来たので、私達は大変期待したが、この人達も校長室から一步も出ず、この事実を掌握することもなく帰ってしまった。この人達は、一体何しに西中学校に来たのか。管理主事というのは、このような教員を処分するためにいるのではないか。』

a). 「この告発文を校長に見せる前に、直ちに理科室とその部屋を調べ実態を把握せよ。」とは、どういうことなのだ。標的は 校長だったのか。しかも、かなりのパワーハラスメントで、それができるのは、文面からいって都教委しかない。この文を 校長より先に知ったのは、井戸川新人教頭で、5月の連休中に理科室や理科準備室をかぎまわっていた。「教育委員会から見られてもいいように片付けようと思った」などと言いつけていたが、実は、中のものを調べていたのかもしれない。

b). 「教員会」とは一体何であろうか。

c). 「管理主事という人が・・・大変期待したが、」「管理指導主事というの

は、このような教員を処分するためにいるのではないか。」とは、よくご存知である。当人としか思えない。自作自演を露呈している。

d). ちなみに、理科室での授業の様子はNHKテレビ「首都圏92」(甲133)の中で何度も映し出されている。また、東久留米市教育委員会の社会教育係の方たちは毎年理科室から機材を運び出しているので、理科室にあるドラムセットやアンプやスピーカー等の機材が授業の邪魔にならないように整頓されていることを知っている。

(7) 後文について

引用『 まだまだ、告発したいことは(君が代など)一杯あるが、直ちに改善してもらいたいことを列挙した。なお、この会のメンバーを調べたり、直ちに改善策が取られない場合は、新聞社に私達が写した写真を同封して告発する。

平成九年五月二十日

東久留米市立西中学校「西中学校の教育を考える会」

東京都教育委員会様 』

a). いよいよ馬脚を現した。現在都教委のやろうとしている悪評ワースト3「性教育バッシング」「上意下達体制の確立」「君が代起立強制と日の丸掲揚強制」の3つ目が登場した。原告は職員会議で意見は言うものの「暴走族から学校の日の丸を取り戻す」「式典で君が代を大声で歌う」などしてきた。PTAで「学習指導要領」「日の丸・君が代」について学習会をしたことで、執筆者は何かを恐れているのだろう。

b). 「直ちに改善してもらいたいことを列挙した」とは誰が誰に、言っているのかわからない。お願いでもなければ訴えでもなく、むしろ妙に上から目線の命令調である。都教委の自作自演と考えればこれも納得できる。上意下達で、単に都教委が市教委に命令して、市教委が校長に命令して、学校を自由に操ろうとしているだけである。命令を告発という名前で語っているだけである。

c). 「この会のメンバーを調べたり」しないわけがない。毎日のように臨時職員

- 会議が開かれ犯人捜しが始まり職員間の一致団結感が崩れていった。PTAでも犯人探しが始まった。みんなが口々に言った。「意見があるなら堂々と言え」。都教委に直接相談に行った保護者たちもいた。対応した主事(という姓)は、はじめは原告のことを訴えに来たと勘違いしていたようだったが、途中で原告擁護していることと告発文に対する非難をしに来たことを知り、それ以来この件から撤退して事件は終息してしまった。もっともめていれば、告発文の執筆者がわかったかもしれなかった。都教委はそのことを恐れたのかもしれない。
- d). 「直ちに改善策がとられない場合は」は不可能である。「本人に時間的猶予を与えずに」とか、「生徒の活動を止めさせるような支離滅裂なこと」を言っている。はじめから、介入する気満々である。ひとつだけ良かったのは、理科室ではなく、軽音楽部の正式な活動場所がもらえたことである。
- e). 「新聞社に」によって、新聞記者が関与していることが露呈した。上記で触れたS新聞社のK記者(七生養護事件の被告)であると思われる。
- f). 「私たちが写した写真を同封して告発する」とあるが、どんな写真か公開してほしかった。当時、西中学校関係者の誰もが写真公開を望んでいたが公開されなかったし新聞記事にもならなかった。そもそも、告発文を書いた時点では、執筆者の手元には写真などなかったのだと思う。

告発文が出されたとされた後になって、東久留米市教育委員会の庶務課が数人理科室にはいってきてキーボードやドラムセットなどの写真をパチパチ撮っていった。まだ授業中だったのにかまわずに乱入してきて生徒たちに恐怖心を与えてしまった。保護者たちから苦情が殺到し、後日、市教委はこのこと学校に謝罪に来て、また保護者たちから徹底的に非難された。結局その写真は都教委に渡ったらしい。まさに執筆者の手に入ったのであるが、普通に授業をやっているところで撮っているわけだから、告発文の中身の虚偽は証明できても、告発文の裏づけになるような、ましてや新聞社がほしがるといえるような写真ではなかったはずである。

(8) 小括

以上のとおり、乙41の怪文書は、その主張する事実内容に根拠がなく、真実に反するばかりか、その記載内容からして、原告の性教育活動を快く思わない人物や、当の都教委が関与している疑いが強いものである。

乙41は、原告の不適格性を裏付けるものとはなりえず、かえって、全く不当にも原告が都教委から処分対象者として従前から狙われていたことを示すものである。このことから、本件分限免職処分が如何に恣意的なものであるか、ご理解いただけたらと思う。

(9) 求釈明

上記原告の主張が当たっているか否か明らかにするために、以下、被告に対し釈明を求める。

乙41の作成者は、東久留米市立西中学校「西中学校の教育を考える会」となっているが、学校の一部局ないしこれに準ずる公的な期間が作成したものか？公文書であるという趣旨か？そうであれば、「西中学校の教育を考える会」とは、いかなる公的な根拠に基づき設立されているのか？

そうでないとすれば、「西中学校の教育を考える会」とは、いかなる団体なのか。構成員・設立趣旨・活動実態を明らかにされたい。

また、原告らが、平成9年当時、乙41の開示を求めたが、市教委から公開を拒否された。今回、被告が乙41を入手した経過を明らかにされたい。

2 元素記号のプリントについて

(1) ここへきて、被告は、原告が理科の授業で用いた、元素の周期表の覚え方のプリントについて取り上げてきた。

このプリントに対して、とある保護者からクレームが来たこと自体は事実ではあるが、このプリントの内容自体が原告の教員としての適格性に何らかの影響を及ぼすものとは思えない。

(2) また、およそ万人からなんらのクレームも出ない授業を行え、というのであ

れば、肅々と教科書のみを用いた授業を行うほかないが（それでもクレームは出る時は出よう）、そのような授業が教育上有益かどうかは甚だ疑問である。

現場の教員、特に教育熱心な教員ほど、指導要領に縛られながらもその中で如何に生徒に学習に対する興味を喚起し、効果的に教えることが出来るかを日々模索し実践しているのであって、この周期表の件も原告のそのような模索・実践の一つであり、「教育熱心」と評価されることはあっても、「教員として不適格」などとされるいわれはない。この事例をも「不適格性の現れ」とするのは、むしろ都教委による質の高い教育に対する攻撃例であると評価するほかない。

- (3) ちなみに、このプリント(乙42)の出自は、原告の教え子である卒業生が、小金井北高校の高校1年の理科(化学)の授業で使われたものを、原告に「先生、おもしろい覚え方がありますよ」と教えてきたもので、原告も有用と判断して授業にそのまま流用したものである。

なお、このプリントは、小金井北高校のものをほぼそのまま流用したもので、資料として原告が記載したのは、左端の「付録」、右上の「年組番」、「(氏名)」だけである。周期表本体(覚え方の文言も)は原告が書いたものではない。

- (4) なお、被告が「不適格」と断罪するこのような元素の周期表のおぼえ方は、原告ひとりが行なっているものではなく広く理科教育において似たような内容のものが紹介されているものであり、大手出版社が出版している受験用の参考書にも似たような内容が紹介されている(甲156、照井式解法カード)が、これが問題とされたという話はずいぞ聞かない。

- (5) 求釈明

乙42の作成者は「原告」となっているが、下半分の作成者も原告とする趣旨か？原告は下半分は書いていないので、下半分の作成者を明らかにされたい。

第2 「第3 原告の主張の虚偽性について」に対する主張反論

1 私物の件

被告は、「原告は、澤川校長が平成14年4月1日に小平第五中学校に着任する以前においても、当然のことであるが、教員、保護者らの学校関係者から私物の問題を指摘されていたものであるし、のみならず、体罰の問題等を指摘されていた」旨主張する（準備書面（3）6頁、第3 1項）。

ところで、これまでの被告の主張立証するところでは、澤川校長以前の原告についての私物・体罰の問題については、乙41の怪文書以外には問題となっていない（原告の誤解・見逃しであればその旨指摘していただきたい。）。

しかるに、上記第1において詳述したように、被告がその主張の根拠とする乙41の告発文は、原告を不当に陥れるための怪文書、しかもその作成に当の都教委などの公権力関係者が関わった疑いが極めて高い文書であり、その信用性は全くない。

したがって、「原告が澤川校長以前にも、教員、保護者らの学校関係者から私物・体罰の問題を指摘されていた」というのは全くの虚偽の主張である。

そこで、被告に対して釈明を求めるが、平成14年4月1日以前において、いつ

どのような形で

具体的にどのような人物から（学校との関係、氏名）

どのような事実を指摘されていたのか

につき釈明を求める。

この点は、被告の言うところの「矯正し難い持続的な資質」の有無に関わる問題であるので、無視せずにきちんと釈明していただきたい。

2 確認書の件

(1) 被告は、確認書の件をもって、原告の虚偽の資質の現れであると主張する。

しかしながら、これまで繰り返し述べているところであるが、原告の当時の

状況、すなわち、

当時の「強度のスキンシップ論」という原告の体罰問題に対する誤解
澤川校長から明確にターゲットとされ、防衛する強度の必要性
からすれば、同じ立場に立たされれば原告のみならず他の者でも同様の行動を
とることはあり得、それも止むを得ないものであり、確認書問題は重視するこ
とはできず、ましてこれをもって「虚偽の資質の現れ」などと評価することは
できない。

(2) なお、体罰当時の原告の認識について簡単に述べることにするが、このたび、
被告より体罰問題に関する東久留米市教委作成のパンフレットが上手い具合に
出されたのでこれに即して説明する。

原告の体罰についての当時（平成15年の体罰当時）の理解によれば、
体罰はダメだが、強い指導は許される

強い指導とは、

- a) 日頃の信頼関係の存在を前提とし、
- b) 強い指導であって、力での服従・恐怖心・反感ではない
- c) 生徒の変容教育目標の達成

であり、まさに東久留米市教委のパンフレット（乙45）の18ページの内容
に合致する。

すなわち、原告としては、

- a) 生徒Bに対しては、ソフトテニス部顧問として2年以上にわたり指導をし
てきた者であって、信頼関係はあった（少なくとも原告は信頼関係ありと認
識していた）
- b) 生徒Bに対して、力での服従を強いるものではなく、ましてや恐怖心を植
えつけるものではない。実際に、生徒Bはその後原告のアドバイスに従い、
練習試合の対戦相手を探して試合をしたし、帰りのバスの中でも通常に振舞
っており、恐怖心は与えていない

c) 寝不足の原因を作った生徒 B に反省を促し、今後につなげる為の指導であり、生徒の変容教育目標があったものであり、「体罰ではなく、強い指導。強度のスキンシップである」と原告は当時認識してたものである。

なお、生徒 A に対しても同様のことが言える。

(3) 誤解のなきように言うておくが、原告が生徒 A・生徒 B に対して行なった行為が当時も今も「体罰にあたらぬ」と主張するわけではない。これまで繰り返し主張するように、原告は、研修成果もあり、体罰についての認識は完全に改め、有形力行使があれば信頼関係があろうが、生徒や保護者が許していようが体罰に当たること、有形力行使がなくても精神的ダメージを与えれば体罰にあたることを正確に認識している。この点では、むしろ原告は通常の教員より先進的な理解に到達している。

ここで主張しているのは、体罰当時の原告の認識を前提とすれば、しかも校長から執拗に狙われていたという状況にあったことを鑑みれば、確認書（実際には強要したものではない）に書くことを求めるという行為に出ることも止むを得ない行為であり、これをもって「虚偽の資質のあらわれ」などと評価することはできない、ということである。

しかも、原告の誤解は、今回乙 4 5 の東久留米市教委のパンフレットが提出されて図らずも明らかとなったように、一般教員や市教委でさえも体罰の定義について誤解をしていたものであって、しかもそのような誤解については是正の機会がなかったばかりか、むしろ市教委そのものからも誤解を助長するような指導がなされてものであり、原告の誤解について一人原告の責に帰すことは酷な状況にあったものである。

3 平成 8 年の東久留米の体罰事件（東京地裁判決）

(1) 平成 8 年の東久留米市立中央中の体罰事件については、市内中学校においても公に大きな話題にはなっていなかった、というのが実情である。原告も、当

時の中央中の案件についての情報は、「校則を巡る保護者との不幸な行き違いから事件にまでなってしまった」というものであった。

市教委からの体罰に関する指導も、「有形力の行使は例外なく体罰になるから行ってはいけない」とか「有形力の行使がなくとも精神的ダメージを与える行為は体罰になる」などといった正しい指導ではなかった。「体罰と言われないうように気をつけなさい」「何かあったら『強い指導だ』と言ってください」というようなニュアンスの指導であり、このことはまさに被告から提示された東久留米市教委作成のパンフレット（乙４５）が示している。

- (2) 乙４５の市教委作成のパンフレットの内容は、体罰問題について正しい認識を示し教職員に指導を徹底したものととは到底言えるものではなく、逆に、まさに原告が誤解して捉われていた「強いスキンシップ論」を示しているものに外ならず、このパンフレットは体罰撲滅のためのものというよりも、むしろ「強い指導」「強度のスキンシップ」を公然と認める、体罰について抜け道を作った内容のものに他ならず、当時（おそらくは現在も）の体罰についての多くの教員が誤解していた状況を追認する内容であったものに他ならない。
- (3) 市教委自身がこのような内容のパンフレットを発行したり、現在に至るもいまだに現場の多くの教職員が体罰問題を誤解している状況があり、現在に至るも一向に体罰問題が改善されない根本的な原因は、教育委員会や文部科学省自体に体罰問題を是正する気がないのではないかとしか思えない状況がある。文部科学省は、「精神的ダメージは体罰にならない」という見解を取りつつあるし、研修制度も有効に活用されていない。本件に即してみても、原告がせっかく有益な研修を受け、体罰についての認識を改め、体罰問題を是正するための能力を与えられたにもかかわらず現場復帰もさせず免職にまで追い込んだことは、原告の体罰問題の認識改善の成果を失わせたという点で都教委が原告本人にとっても取り返しのつかないことをしてしまったというにとどまらず、東京都の公教育において体罰撲滅のせっかくの機会を失わしてしまったという点で、

東京都の教育全体にとって重大な損失である。

更に懸念すべきことは、教委が体罰に対して曖昧な態度を取っていることが、本件においても明らかにあったように、校長・教委による恣意的・フリーハンドの体罰教師処分の余地を残し、それにより、校長・教委が意に沿わない教員に対して「体罰で処分するぞ」と脅して屈服させたり、実際に処分するなどして、教員に対する支配従属関係を強化し、個々の教員の教育活動に重大な萎縮効果をもたらしているということである。本件に関して、原告が免職まで追い込まれているのに対して、校長・教頭の覚えの良い教員については体罰はむしろ校長・教頭により隠蔽されているし、岡崎教頭が顧問を勤めていたバスケットボール部の部員丸刈り事件（これが体罰にあたることは言うまでもない）については岡崎教頭が何ら責任をとっていないばかりか、事故報告すら上げられていないことから、体罰問題が逆手に取られ、教委や管理職にとっての教員支配のための道具になってしまっていることは理解していただけるであろう。これではまるでいじめの構造そのものである。

なお、原告やその支援者は現在、教育学者や法律家と協力して、ユネスコに対して本件を体罰問題についての重要な問題提起事例として上記の趣旨のレポートを準備している。改めて証拠として提出する予定である。

第3 「プレイボーイ」の説明

- 1 被告から、原告が保管していた「プレイボーイ」誌について、「養護の先生の授業より以前のものであるので、『 先生に頼まれて性教育教材として購入した』という原告の主張はおかしい」旨の指摘がなされた。
- 2 そこで事情を説明するが、まずこれまで原告は「雑誌類は 先生に頼まれて購入したものもある」旨の主張をし、すべてが「 先生に頼まれて購入したもの」とまでは主張していないつもりである。その点で誤解があったならば、訂正する。

つまり、原告が保管していた雑誌類については、養護教諭に頼まれて購入し、養護教諭が教材として使用したものもあるが、原告自身が購入するか持参して自身が行なった性教育の教材として用いたものもある（あるいは以前から原告が所持していたものを 教諭に提供したのものもあるかもしれない）、ということである。

なお、原告自身、養護教諭の授業以前から自ら性教育を積極的に行っていたことは、これまで繰り返し主張立証しているところであるし（原告が、以前から性教育活動を行っていた証拠として、改めて甲157「平成10年度研修会日程と予定」、甲158「平成11年度東京都教育研究会のご案内」を提出する。）、また、性表現のある雑誌類の取り扱いについて、性教育学界でトピカルな話題になっていたことも繰り返し主張した（甲117、 陳述書。甲69、「現在性教育月報1998年9月号 石川弘義「メディアと性」」）。

3 すなわち、「プレイボーイ」誌が、 教諭が授業を行ったより以前のものであっても、そうであるならば、原告が以前から所持していた雑誌を性教育教材として自ら使用したか、あるいはそれを 教諭に提供したものであり、原告の主張には何ら矛盾はない。

第4 「私物」の件に対する主張補足

1 いわゆる「私物」の件につき、被告は、 とにかく私物である。教材であるわけではない。 とにかく大量である。 撤去命令に従わなかったことはいけない。という主張のみ行なってきた。

被告は、そのことをもって不適合性事由として十分と考えているようである。

しかしながら、原告が再三再四にわたり主張してきたように、原告が保管してきた「私物」なるものは、原告の個人的用途のものは全くなく、その全てが教材ないし学校行事も含めた教育活動のための用途の物品・資料類である。

このような、教材・学校教育資材類に対する、その用途を確認することもな

しに有無を言わさぬ撤去命令は、教職員の教育活動実践に対する重大な干渉行為であり、教育活動の実施そのものをも脅かしかねない点で、そもそも撤去の職務命令自体、合理性がなく、職務命令としての効力を有しないものである。

- 2 また、原告は、「私物」なるものが原告の私的用途のものではなく、雑誌類も含めて教材その他学校教育活動用の物品であることを、写真や現物を提示し、主張立証してきた。

これに対して、被告は、「雑誌が教材であるわけがない」、「200箱は大量すぎる」などと主張するのみで、「教材である」という原告の主張立証に対して、何ら具体的な主張立証活動を行っていない。

あくまで、「私物」なるものが、教育活動とは関係ないものであるという主張を維持するのであれば、なぜ教材ではないのか、原告の主張に対してきちんと具体的に根拠を示して反論と立証をしていただきたい。

でなければ、被告は、いさぎよく「私物」の主張は撤回すべきである。

- 3 なお、このたび、改めて、岡崎教頭撮影による雑誌類の写真（乙4）を確認したところ、写真帳の4 / 5頁、左下の見開きのマンガの写真（PIC0023.JPG）については原告は所持していた記憶はないので、その旨、主張を付け加えておく。

- 4 なお、雑誌類については、原告の研修中に岡崎教頭が校長室に移動させ、その後処分を行なったようである（人事委における岡崎尋問）。

被告は、雑誌類が「私物」であるという主張に固執しながら、その一方で「私物」であるはずの雑誌類を原告の断わりなく勝手に処分している。

雑誌類も「私物」であるならば、なぜ、原告の断わりなく、勝手に処分したのか。その法律上の根拠をお示しいただきたい。

また、「私物」というのであれば、原告に断わりなく、箱をこじ開けて中身を出して、写真を撮影したことを正当化する法的根拠をお示しいただきたい。

また、岡崎教頭は「写真撮影をしたのは全て自分」「撮影時間は表示データ

のとおりで間違いない」旨述べているところ（人事委における尋問）、乙24添付の写真中には、異常に早朝の時間帯撮影のもの（20枚目、(4) D S C F 0 0 0 1 . J P E G 2 0 0 3 / 1 0 / 2 9 4 : 2 9 : 4 3 撮影。21枚目、(4)26D S C F 0 0 0 2 . J P G 2 0 0 3 / 1 0 / 2 9 5 : 2 5 : 4 4 撮影。）がある。何ゆえにかように異常とも思える早朝の時間帯に理科準備室に侵入して写真撮影を行なったのか、その理由をお示しいただきたい。

第5 求釈明事項のまとめ

上記、いくつか被告に対して釈明を求めたが、改めて本書面における求釈明事項を整理しておく。

1 被告準備書面（3）「第2 平成14年4月1日以前の問題行動の存在について」に対する主張反論の関係

(1) 告発文（乙41）関係

乙41の作成者は、東久留米市立西中学校「西中学校の教育を考える会」となっているが、学校の一部局ないしこれに準ずる公的な期間が作成したものか？公文書であるという趣旨か？そうであれば、「西中学校の教育を考える会」とは、いかなる公的な根拠に基づき設立されているのか？

そうでないとすれば、「西中学校の教育を考える会」とは、いかなる団体なのか。構成員・設立趣旨・活動実態を明らかにされたい。

また、原告らが、平成9年当時、乙41の開示を求めたが、市教委から公開を拒否された。今回、被告が乙41を入手した経過を明らかにされたい。

(2) 周期表プリント（乙42）問題関係

乙42の作成者は「原告」となっているが、下半分の作成者も原告とする趣旨か？原告は下半分は書いていないので、下半分の作成者を明らかにされたい。

2 「原告の主張の虚偽性について」に対する主張反論の関係

平成14年4月1日以前において、

いつ

どのような形で

具体的にどのような人物から（学校との関係、氏名）

どのような事実を指摘されていたのか

につき釈明を求める。

この点は、被告の言うところの「矯正し難い持続的な資質」の有無に関わる問題であるので、無視せずにきちんと釈明していただきたい。

3 「私物」の件に対する主張補足の関係

雑誌類も「私物」であるならば、なぜ、原告の断わりなく、勝手に処分したのか。その法律上の根拠をお示しいただきたい。

また、「私物」というのであれば、原告に断わりなく、箱をこじ開けて中身を出して、写真を撮影したことを正当化する法的根拠をお示しいただきたい。

また、岡崎教頭は「写真撮影をしたのは全て自分」「撮影時間は表示データのとおりで間違いない」旨述べているところ（人事委における尋問）、乙24添付の写真中には、異常に早朝の時間帯撮影のもの（20枚目、(4) D S C F 0 0 0 1 . J P E G 2 0 0 3 / 1 0 / 2 9 4 : 2 9 : 4 3 撮影。21枚目、(4)26 D S C F 0 0 0 2 . J P G 2 0 0 3 / 1 0 / 2 9 5 : 2 5 : 4 4 撮影。）がある。何ゆえにかように異常とも思える早朝の時間帯に理科準備室に侵入して写真撮影を行なったのか、その理由をお示しいただきたい。

以 上